

作成日：2012年1月5日

## フィリピン共和国

特許庁の所在地：

Department of Trade and Industry, Intellectual Property Office

P. O. Box 296

Manila

Philippines

Tel : 63-2-890-4862

Fax : 63-2-890-4936

Website : <http://www.ipophil.gov.ph>

## 目 次

### <共通情報>

1. 加盟している産業財産権関連の条約
2. 現地代理人の必要性有無
3. 現地の代理人団体の有無
4. 出願言語
5. その他関係団体
6. 特許情報へのアクセス

### <特許制度>

1. 現行法令について
2. 特許出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
11. 留意事項

### <実用新案制度>

1. 現行法令について
2. 実用新案出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について
11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要
12. 留意事項

<意匠制度>

1. 現行法令について
2. 意匠出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 部分意匠制度の有無
11. 留意事項

<商標制度>

1. 現行法令について
2. 商標出願時の必要書類
3. 料金表
4. 料金減免制度について
5. 実体審査の有無
6. 出願公開制度の有無
7. 審査請求制度の有無
8. 出願から登録までの手続の流れ
9. 存続期間及びその起算日
10. 出願時点での使用義務の有無
11. 保護対象
12. 留意事項

## **共通情報**

### **1. 加盟している産業財産権関連の条約**

- (1) パリ条約 (Paris Convention)
- (2) 特許協力条約 (PCT)
- (3) WIPO 設立条約 (WIPO)
- (4) 微生物の寄託の国際承認に関するブタペスト条約 (Budapest Treaty)
- (5) 知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (TRIPS)

### **2. 現地代理人の必要性有無**

フィリピン国内に住所を有していない出願人は、フィリピン国内の代理人（弁理士又は弁護士）を選任しなければなりません。

### **3. 現地の代理人団体の有無**

Intellectual Property Association of the Philippines (IPAP)  
Unit 2304-A Tektite West Tower Philippine Stock Exchange Center  
Exchange Road, Ortigas Center, Pasig City  
Philippines  
Tel: 63-2-687-443

### **4. 出願言語**

英語又はフィリピン語です。

### **5. その他関係団体**

ジェトロ・マニラ事務所  
44<sup>th</sup> Floor, Philamlife Tower, 8767 Pasco de Roxas,  
Makati City 1226,  
Metro Manila  
Tel: 63-2-892-4376  
Fax: 63-2-818-7490

### **6. 特許状報へのアクセス**

<http://www.ipophil.gov.ph> でアクセスすることが可能です。

## 特許制度

### 1. 現行法令について

1998年1月1日施行の共和国法第8293号の知的所有権法が適用されています。

### 2. 特許出願時の必要書類

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称、発明者の氏名、現地代理人の氏名、優先権主張の場合にはその情報等を記載します。現地代理人が作成し、署名して提出します。

#### (2) 明細書及びクレーム (Specification & Claims)

#### (3) 必要な図面及び要約 (Drawings & Abstract)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

出願人が署名します。

#### (5) 優先権証明書 (Priority Document)

出願日から6ヶ月以内に提出する必要があります。

#### (6) 優先権翻訳

出願日から6ヶ月以内に提出する必要があります。

### 3. 料金表 (単位：フィリピン・ペソ (PHP))

料金は、大規模企業と小規模企業によって異なり、小規模企業は大規模企業の半額となっています。

(1) 出願料金	3 6 0 0	(小規模： 1 8 0 0)
・ 5個を超える1クレーム加算料	3 0 0	(小規模： 1 5 0)
・ 30頁を超える1頁当たり加算料	3 0	(小規模： 1 5)
(2) 審査請求料金	3 5 0 0	(小規模： 1 7 5 0)
(3) 応答期間延長料金		
・ 第1回目の延長	6 0 0	(小規模： 3 0 0)
・ 第2回目の延長	6 5 0	(小規模： 3 2 5)
(4) 特許付与及び公告料金	1 0 0 0	(小規模： 5 0 0)
(5) 年金		
5年度	2 7 0 0	(小規模： 1 3 5 0)
6年度	3 6 0 0	(小規模： 1 8 0 0)
7年度	4 5 0 0	(小規模： 2 2 5 0)
8年度	5 4 0 0	(小規模： 2 7 0 0)
9年度	7 2 0 0	(小規模： 3 6 0 0)

10年度	9000	(小規模：4500)
11年度	11600	(小規模：5800)
12年度	14400	(小規模：7200)
13年度	17000	(小規模：8500)
14年度	20700	(小規模：10350)
15年度	24300	(小規模：12150)
16年度	27800	(小規模：13900)
17年度	31400	(小規模：15700)
18年度	37700	(小規模：18850)
19年度	45300	(小規模：22650)
20年度	54300	(小規模：27150)
*5以上1クレーム当たりの加算料金	350	(小規模：175)

#### 4. 料金減免制度について

不明です。

#### 5. 実体審査の有無

実体審査が行われます。

#### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度が採用されております。

#### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されております。出願公開日から6ヶ月以内に請求する必要があります。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されると、方式的要件の審査を経て実体審査が行われます。

##### (1) 出願日認定のための審査

必要な事項を記載した願書、英語又はフィリピン語による明細書等の提出、図面が含まれている場合には図面の提出の有無について審査されます。これらの書類が提出されていた場合には、提出した日が出願日として認められ、提出されていなかった場合には、当該書類が提出された日が出願日として認められます。

##### (2) 方式審査

出願日が認定された出願は、その後出願手数料の納付の有無、委任状等の提出の有無について審査が行われます。これらの要件を満たしていなかった場合には、補正指令が発せられ指定期間内に補正をすることができます。

#### <不特許事由について>

以下に該当する場合には、特許を受けることはできません。

- ・ 発見や科学的理論又算術的方法の場合。
- ・ 遊戯、ゲームを行うための計画や規則若しくは方法の場合。
- ・ 芸術的な創作物の場合。
- ・ コンピュータプログラム自体の場合。
- ・ 単なる情報の提示に過ぎない場合。
- ・ 人体又は動物の治療、診断方法の場合。
- ・ 公序良俗に反する発明の場合。

#### <新規性について>

絶対的新規性が採用されております。即ち、出願日（又は優先日）前に、世界のいずれかの場所において、書面、口頭又は使用により、公衆に利用可能な状態にあるものは、新規性を有しません。また、出願公開された先願の明細書等に記載された発明と、同一である後願の出願に係る発明は、特許を受けることができません。但し、先願に係る発明者、出願人と後願に係る発明者又は出願人が同一である場合には、適用されません。なお、一定の場合には、新規性は喪失しなかったものとみなされます。

#### <新規性喪失の例外>

出願日（又は優先日）前12ヶ月以内における、特許を受ける権利を有する者の意に反して、発明が公表された場合等です。

#### (3) 出願公開

出願日（又は優先日）から18ヶ月経過後、出願内容は公開されます。出願公開後、何人も公開された発明に対して、意見書を提出することにより情報の提供をすることができ、その意見書は出願人に通知され、出願人はその意見書に対して答弁することが認められます。なお、出願公開後は、所謂仮保護の権利が発生します。

#### (4) 実体審査

出願公開日から6ヶ月以内に審査請求料金が納付された場合、新規性等の有無について実体審査が行われます。実体審査の結果、特許要件を満たしていないと判断された場合、拒絶理由通知が発行され出願人はこの拒絶理由通知に対して、意見書や明細書等の補正書を提出することができます。拒絶理由通知に対する応答期間は、請求により延長することができます。特許庁長官は、出願人に対して対応外国出願の審査結果の提出を求めることができます。

特許要件の審査の結果、要件を満たしていると判断された場合、特許付与の決定がされます。この決定に対して、出願人が所定期間内に特許料金を納付することにより、特許が付与され、その旨が登録原簿に登録されます。

一方、特許要件を満たさないと判断された場合には、出願は最終的に拒絶され、こ

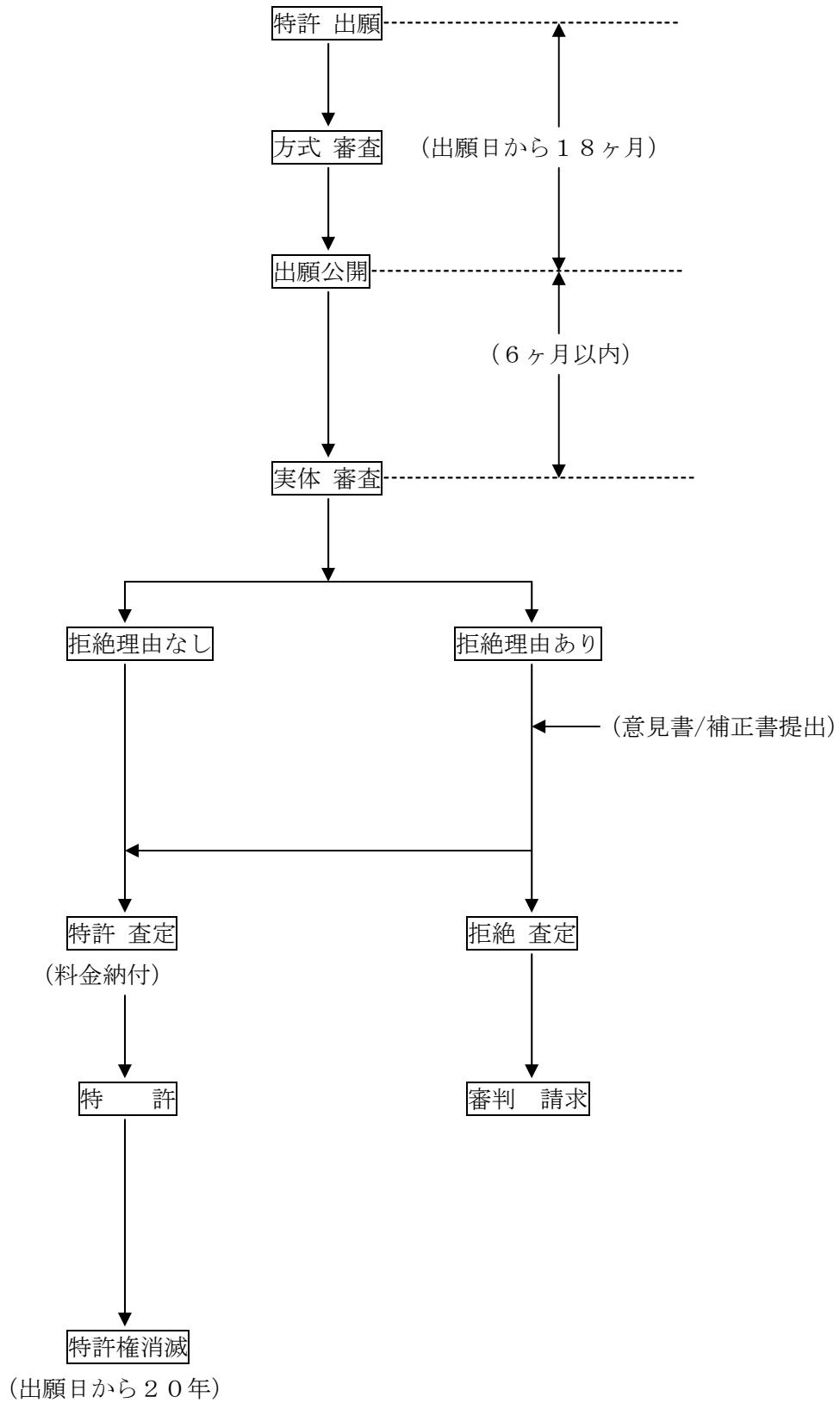
の決定に不服が有る場合、特許庁長官に対して不服を申立てることができます。

(5) 分割出願

出願人は、特許が付与されるまでの期間自発的に、又は審査官から発明の単一性を満たしていない旨の指令に対する応答期間内に、分割出願をすることができます。



出願から特許権の消滅までのフローチャート：



## 9. 特許権の存続期間及び起算日

- (1) 特許権の存続期間は、出願日から20年です。特許権の設定登録日より発生します。
- (2) 出願が公開された日から4年の満了日までに第5年度分の年金を納付する必要があります。

## 10. PCTに加盟している場合、その国内段階手続の概要

- (1) 国内段階移行期限  
優先日から30ヶ月以内です。
- (2) 提出すべき書類  
以下の書類の英語による翻訳文の提出が必要です。
  - ・国際出願時の明細書、請求の範囲、要約及び図面の文言
  - ・19条補正がされた場合、補正後の翻訳文
  - ・34条補正がされた場合、補正後の翻訳文
- (3) 優先権証明書の1頁目の写し及びその英訳の提出
- (4) 審査請求期限  
国内移行出願と同時に、又は移行日から6ヶ月以内に審査請求を行う必要があります。

## 11. 留意事項

出願から登録までの全般に関して、

- (1) 出願書類を現地代理人に発送したら、現地代理人に対して必ず同封した書類を受領したか否か、書類の受取をもらうようにして下さい。同封した書類が現地代理人から受け取っていない等の連絡を受ける可能性もあるからです。
- (2) パリルートによる出願の場合、審査請求は出願公開日から6ヶ月以内に行う必要があります。一方、PCT経由国内移行出願の場合は、移行と同時に、又は移行日から6ヶ月以内に審査請求を行う必要があります。このように、出願の形態により審査請求する期間が異なりますので、留意する必要があります。
- (3) 書類の提出期限が不明確な場合、追加書類の提出を求められた場合には、出願を依頼した代理人に確認するようにして下さい。但し、現地代理人によりこれらの情報が異なる場合がありますので、安全性を考慮し、他の現地代理人に対しても確認を求めるようにする必要があります。
- (4) 特許庁からの通知は、全て送付してもらうようにして下さい。拒絶理由通知に対する応答期限に関して、現地代理人からの報告書状にて期限の計算に誤りが生じる場合があるからです。
- (5) 年金納付に関して  
上述しましたように、年金は出願公開日（PCT出願の場合は、国際公開日）から4年の満了日までに第5年度分の年金を納付する必要があります。例えば、国際公開日

が2006年10月10日と仮定します。この場合、2006年10月10日を第1年度として、第5年度分を2010年10月10日までに納付する必要があります。

## 実用新案制度

### 1. 現行法令について

1998年1月1日施行の共和国法第8293号の知的所有権法が適用されています。

### 2. 実用新案出願時の必要書類

特許出願の場合と同様、以下の書類が必要となります。

#### (1) 願書 (Request)

出願人の名称及び住所、代理人の氏名及び住所、優先権を主張する場合は、国名、出願年月日及び出願番号を記載する。

#### (2) 明細書及び請求の範囲 (Specification & Claims)

#### (3) 図面及び要約 (Drawings & Abstract)

#### (4) 委任状 (Power of Attorney)

#### (5) 優先権証明書 (Priority Document)

### 3. 料金表 (単位：フィリピン ペソ (PHP))

料金は、大規模企業と小規模企業によって異なっており、小規模企業は大規模企業の半額となっています。

(1) 出願料金	3000	(小規模：1500)
・ 5クレームを超える1クレーム加算額	200	(小規模：100)
・ 30頁を超える1頁当たり加算額	30	(小規模：15)
(2) 登録性報告書作成の請求	1100	(小規模：550)

### 4. 料金減免制度について

不明です。

### 5. 実体審査の有無

実体審査は行われません。

### 6. 出願公開制度の有無

出願公開制度は採用されておりません。登録後に内容が公表されます。

### 7. 審査請求制度の有無

審査請求制度は採用されておりません。

## 8. 出願から登録までの手続の流れ

出願書類が提出されますと、方式的要件の審査のみ行われ、実体的な審査は行われません。

### (1) 保護対象について

実用新案とは、新規で産業上利用できる人間活動の分野における技術上の問題を解決するものと、規定されており、有用な機械や製品、これらの改良に関するものについて登録を受けることができるとされております。したがって、方法は保護を受けることはできません。

### (2) 方式的要件の審査及び先行技術の認定調査について

出願書類が提出されますと、先ず出願日認定に必要な要件が満たされているか否かの審査が行われます。出願日が認定された後、方式的要件の審査及び先行技術の調査が行われ、その結果として「審査・調査報告書」が出願人に通知されます。「審査・調査報告書」の通知を受けた場合、出願人は出願の補正・登録性についての報告書作成の請求・特許出願への変更・出願取り下げを行うことができます。

#### ① 登録性についての報告書作成の請求について

この報告書は、出願人及び第三者が新規性の要件について、登録の有効性を示すために、その見解を提示するために発行する特許庁の見解書です。手数料を納付することにより、何人も請求することができます。

#### ② 対応外国出願の審査情報の提出

特許出願の場合と同様に、特許庁長官は出願人に対して対応外国出願の審査結果等の情報を求めることができます。

### (3) 登録

方式的要件を満たした出願が登録されます。登録されますと、実用新案出願の内容が公表されます。

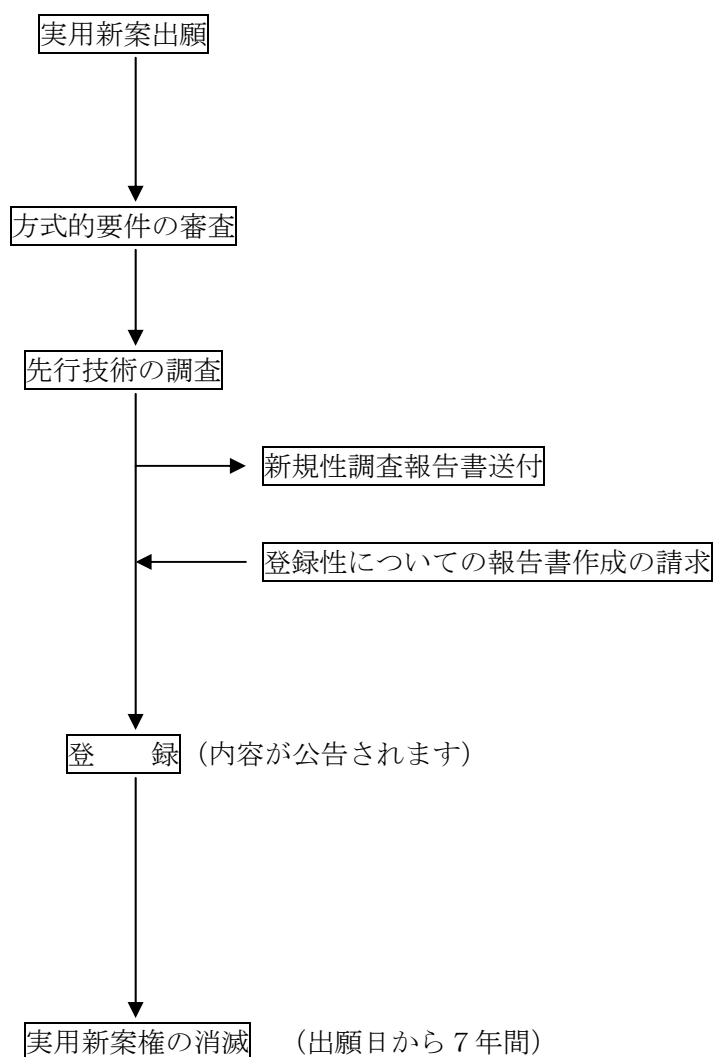
### (4) 分割出願について

実用新案出願が特許庁に係属中、分割出願をすることができます。

### (5) 出願変更について

特許出願から実用新案出願へ、特許出願が特許庁に係属中変更することができます。また、実用新案出願から特許出願への変更もすることができます。なお、同一の対象について特許出願と実用新案出願をすることはできません。

出願から実用新案権の消滅までのフローチャート：



#### 9. 存続期間及びその起算日

出願日から7年です。設定登録日から発生します。年金の納付は不要です。

#### 10. (無審査登録制度の場合) 第三者対抗要件について

不明です。

#### 11. PCT に加盟している場合、その国内段階手続の概要

##### (1) 国内段階移行時期

優先日から30ヶ月以内です。

##### (2) 提出すべき書類

英語による翻訳文の提出が必要です。

- ・ 国際出願時の明細書・請求の範囲・図面中の説明等
- ・ 19条補正があった場合、その補正書の翻訳文
- ・ 34条補正書があった場合、その補正書の翻訳文

## 12. 留意事項

原則として、特許出願の場合と同様です。

## **意匠制度**

### 1. 現行法令について

1998年1月1日施行の意匠法が適用されています。意匠法は、知的所有権法 (Intellectual Property Code)、第112条以降に規定されています。

### 2. 意匠出願時の必要書類

★ロカルノ協定国際分類の同一クラスに属する複数の意匠、及び一組の物品として関連性を有する意匠については、一出願に含めることができます。

#### (1) 願書

- ①意匠に係る物品の表示
- ②意匠創作者及び出願人の住所、氏名、国籍の記載が必要です。
- ③優先権主張する場合には、基礎出願の出願国、日付、番号。

#### (2) 図面又は写真 (4セット)

6面図及び等角投影図が必要です。一出願に複数の意匠が含まれる場合には、意匠毎にこれらの図面が必要です。要求された場合には、見本を提出しなければなりません。

#### (3) 明細書 (4通)

意匠に係る物品の技術用語による特定、図面についての簡単な説明、及び意匠の特徴 (新規かつ装飾的特徴) についての説明を記載します。

#### (4) 公証譲渡証書

出願人が創作者でない場合に、出願人が正当権利者であることを証明するためのものです。

#### (5) 出願人が正当権利者であることの説明書

出願人が創作者でない場合に必要となります。通常は、譲渡証書 (創作者及び出願人の双方が署名したもの) を提出します。

#### (6) 委任状

公証、認証は必要ありません。

#### (7) 優先権証明書

出願日から6ヶ月以内に提出しなければなりません。

#### (8) 優先権証明書の翻訳

出願日から6ヶ月以内に英語による翻訳を提出しなければなりません。

### 3. 料金表 (単位: フィリピンペソ (PHP))

料金は、大規模企業と小規模企業によって異なっており、小規模企業は大規模企業の半額となっています。

(1) 出願料 (一意匠): 3000 (小規模: 1500)



(2) 追加の出願料（一意匠ごと）：	1 5 0 0	（小規模： 7 5 0）
(3) 優先権主張：	1 5 0 0	（小規模： 7 5 0）
(4) 分割出願：	1 5 0 0	（小規模： 7 5 0）
(5) 期間延長請求：		
1 回目：	6 0 0	（小規模： 3 0 0）
2 回目：	6 5 0	（小規模： 3 2 5）
(6) 補正・訂正請求	5 0 0	（小規模： 2 5 0）
(7) 存続期間の更新：		
最初の5年：	1 8 0 0	（小規模： 9 0 0）
最後の5年：	3 6 0 0	（小規模： 1 8 0 0）

#### 4. 料金減免制度について

上述の通り、小規模企業についての料金は大規模企業の半額となっております。

#### 5. 実体審査の有無

意匠出願について実体審査は行われません。

#### 6. 出願公開制度の有無

意匠出願について出願公開制度は採用されていません。

#### 7. 審査請求制度の有無

意匠出願について実体審査は行われませんので審査請求制度は採用されていません。

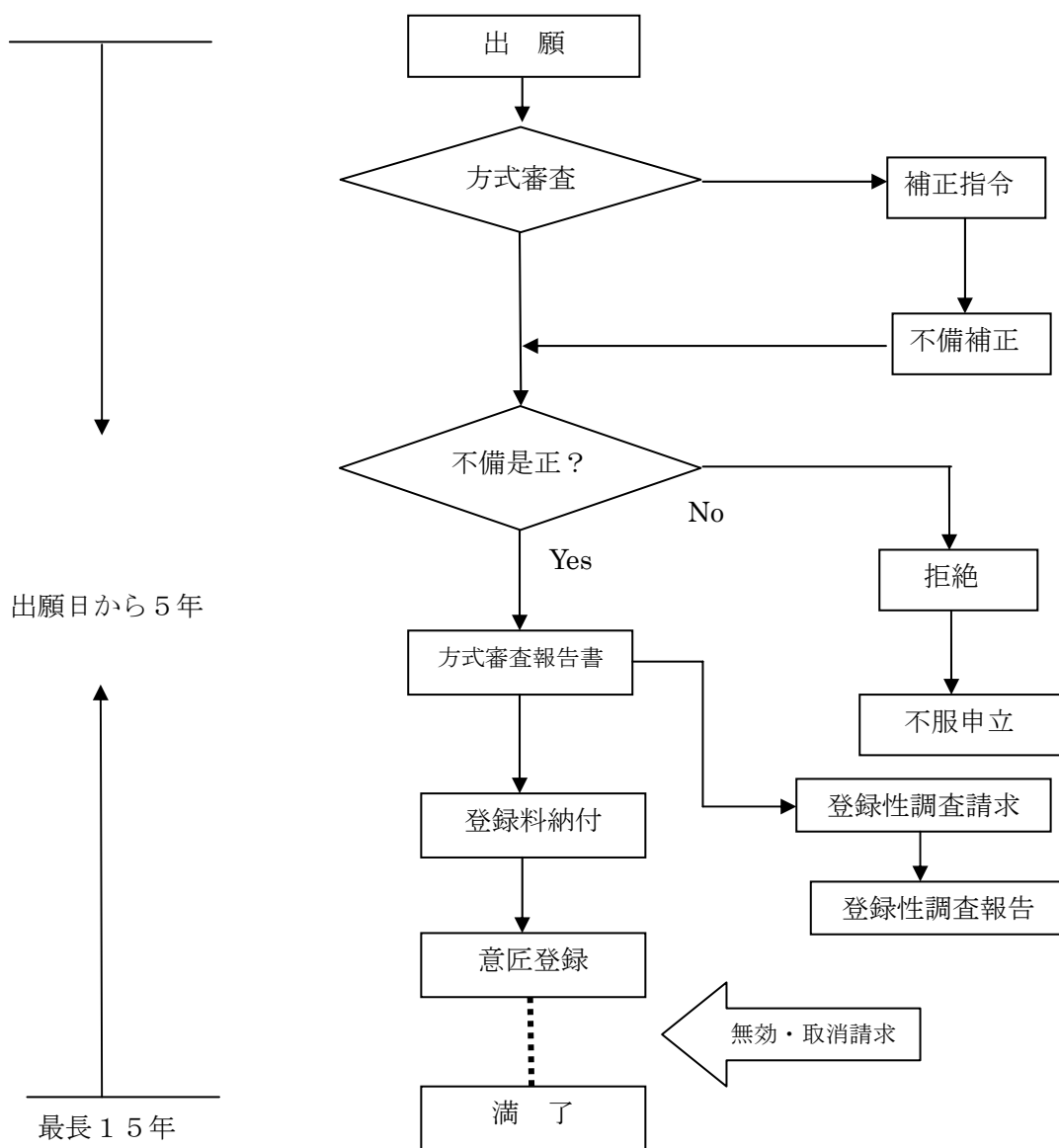
#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

意匠出願については新規性等の実体要件は審査されず、方式要件のみの審査が行われます。方式要件を具備していない場合には補正命令が発せられ、適切な補正をしない場合には出願は取り下げられたものとみなされます。この決定に対しては、2ヶ月以内に特許局長に対して不服申し立てを行うことができます。

方式要件を満たした出願については、出願人に方式審査完了報告書（Formality Report）が送付され、所定の登録料を納付することにより意匠登録されます。登録意匠の内容は、方式審査完了報告書の発送から2ヶ月経過後に公表されます。第三者は、意匠出願が実体要件を具備していないことを理由として、登録の無効・取り消しを請求することができます。

意匠出願について実体審査は行われませんが、出願人は、方式審査をパスした意匠出願について、「登録性に関する調査」を請求することができます。この請求があった場合には、請求から2ヶ月以内に「登録性に関する調査報告書」（Registrability Report）が

作成され出願人に送付されます。この調査報告書には、関連する先行文献の表示及びその関連性の度合いが示されることになっています。



## 9. 存続期間及びその起算日

意匠権の存続期間は、出願日から5年です。存続期間は、5年ごとに2回更新することができますので、最長で出願日から15年となります。

## 10. 部分意匠制度の有無

意匠出願について部分意匠制度は採用されておられません。

## 11. 留意事項

### (1) 定義

意匠とは、線又は色彩の組み合わせ、若しくは線又は色彩を要素とするか否かを問わない三次元の形態であって、それらの組み合わせ又は形態が工業製品又は工芸品に特別の外観を与えるものをいいます（RULE 300）。技術的効果を得るための機能的なデザインは意匠には該当しません。

### (2) 新規性・独創性

意匠出願前（優先日前）に世界のいずれかにおいて印刷物その他の媒体により公衆に利用可能となっている意匠は新規性を有しないものとされます。但し、創作者又は意匠出願人による出願前（優先日前）6ヶ月以内における意匠の開示は新規性の障害とはなりません。

出願に係る意匠が、通常の観察者から見て先行意匠と混同を生ずるほどに細部の相違しかない場合には新規性・独創性は認められません。

### (3) 登録の無効・取消し

意匠権の存続期間中はいつでも、第三者は、意匠登録が登録要件を具備していないことを理由として登録の無効・取消しを請求することができます。

### (4) 譲渡

意匠出願及び意匠権は譲渡することができます。譲渡は登録しなければ第三者に対抗することができません。譲渡を登録するには、当事者が署名し公証を受けた譲渡証書、委任状、所定の手数料の支払いが必要です。

## 商標制度

### 1. 現行法令について

現行商標法は1998年1月1日に施行された法律第8293号です。細部についてはその後数回の改正がありました。

### 2. 商標出願時の必要書類

商標出願は、次のいずれかに基づくものでなければなりません。

- A. 現実の使用に基づく出願
- B. 使用意思に基づく出願
- C. 出願人の本国登録に基づく出願

#### (1) 願書

- ① 出願人の住所、名称（氏名）、国籍。
- ② 商品・サービスの区分及び商品・サービスの表示
- ③ 「出願の種別の表示」（上記、A. B. C. のいずれか）
- ④ 優先権主張の場合：基礎出願の出願国、出願日、出願番号
- ⑤ 商標が外国語の場合：その翻訳又は音訳の表示
- ⑥ 色彩を商標の本質的要素とする場合：その旨と色彩の表示、色彩で表示される主要部分の表示及び色彩の指定
- ⑦ 立体商標の場合：商標の説明
- ⑧ 団体商標の場合：その団体の説明

#### (2) 商標見本（10部）

商標が明瞭で十分な複製性が必要とされています。

#### (3) 委任状

出願日から60日以内に提出しなければなりません。公証・認証は必要ありません。

#### (4) 優先権証明書

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

#### (5) 優先権翻訳（英語）

出願日から3ヶ月以内に提出しなければなりません。

#### (6) 所定の出願料の納付

### 3. 料金表（単位：フィリピン・ペソ（PHP））

料金は、大規模企業と小規模企業によって異なっており、小規模企業は大規模企業の半額となっています。

- (1) 出願料（1区分ごと）： 2160（小規模：1080）
- (2) 優先権主張（1区分ごと）： 1500（小規模：750）

(3) 色彩の主張 (1区分ごと) :	500	(小規模 : 250)
(4) 識別性の主張 (1区分ごと) :	500	(小規模 : 250)
(5) 早期審査の主張	5200	(小規模 : 2600)
(6) 期間延長請求	600	(小規模 : 300)
(7) 分割出願	500	(小規模 : 250)
(8) 放棄出願の復活	1000	(小規模 : 500)
(9) 出願種別の変更	2000	(小規模 : 1000)
＜本国登録から使用意思に基づく出願＞		
(10) 補正・訂正	700	(小規模 : 350)
(11) 登録料	1000	(小規模 : 500)
(12) 更新出願	1000	(小規模 : 500)
(13) 譲渡	500	(小規模 : 250)

#### 4. 料金減免制度について

上述の通り、小規模企業についての料金は大規模企業の半額となっております。

#### 5. 実体審査の有無

商標出願については実体的登録要件の審査が行われます。

#### 6. 出願公開制度の有無

商標出願について出願公開制度は採用されておられません。

#### 7. 審査請求制度の有無

商標出願は全件実体審査の対象となりますので審査請求制度は採用されておられません。

#### 8. 出願から登録までの手続の流れ

★フィリピンでは出願時に商標を実際に使用している必要はありませんが、出願日から3年以内に「使用宣言書」及び「使用証拠」を提出することが義務付けられています。商標出願は、知的所有権庁の商標局に対して行います。商標出願はオンラインで行うことができます (Office Order No. 125- Series of 2004)。

- (1) 商標出願は最初に方式要件 (出願日を付与するための条件) について審査されます。方式要件を満たしていない場合には1ヶ月以内に不備を是正するよう求められ、適正な是正がなされない場合には出願は取り下げられたものとみなされます。
- (2) 方式要件を満たした商標出願については、以下の不登録事由に該当するか否かの実体審査が行われます。出願が不登録事由に該当する場合には出願人にその旨の通知

がなされ、2ヶ月以内（1回に限り2ヶ月の延長可能）に意見書・補正書提出の機会が与えられます。不登録事由が一部の商品・サービスについてのみである場合、出願人は出願を分割することができます。最終的に出願拒絶された場合には、2ヶ月以内に商標局長に対して抗告することができます。

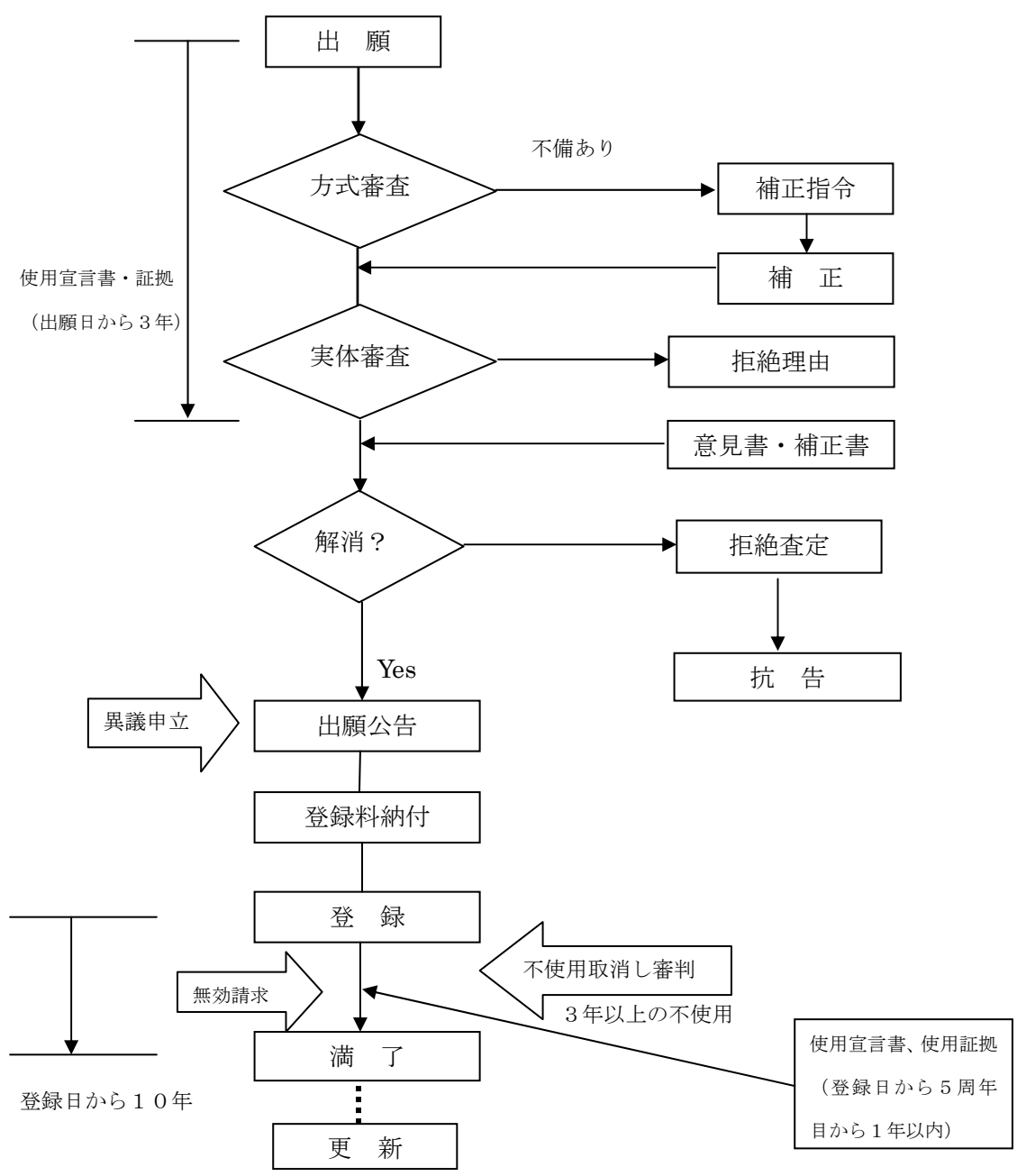
- (3) 出願が不登録事由に該当しない場合には、商標出願は出願公告されます。出願公告のための費用は出願人が負担することになっています。第三者は、出願公告から30日以内に異議申立てを行うことができます。異議申立てがあった場合には、審査官による再審査が行われます。異議申立てがなかった場合には、所定の登録料の納付を条件に商標出願は登録され、出願人に登録証が発行されます。

- (4) 本国登録に基づく出願の場合

商標出願が出願人の本国登録に基づく出願の場合には、出願日から12ヶ月以内に本国登録の認証謄本を提出しなければなりません。この12ヶ月の期間は、12ヶ月延長することができますので、本国登録の認証謄本の提出期限は出願日から24ヶ月となります。もし、この期間に認証謄本を提出できない場合には、出願人は24ヶ月の期間経過後2ヶ月以内に、本国登録に基づく出願を「使用意思に基づく出願」に変更することができます。

#### 【不登録事由】

- ① 商標が非道徳的、国家象徴を誹謗中傷する要素で構成されている場
- ② 商標がフィリピン又は外国の国旗、紋章等で構成されている場合
- ③ 商標が特定の個人、肖像、大統領の氏名等で構成され本人の同意がない場合
- ④ 先行商標と同一又は類似の商標
- ⑤ フィリピン国内又は外国で周知な商標と同一又は類似の商標
- ⑥ 商品・サービスの品質等について誤認混同されるおそれがある商標
- ⑦ 識別性のない商標（慣用商標、品質表示等）
- ⑧ 商品の機能確保のために必要不可欠な立体形状からなる商標
- ⑨ 色彩のみからなる商標（一定の形態で限定されていないもの）
- ⑩ 公序良俗に反する商標



## 9. 存続期間及びその起算日

商標権の存続期間は登録日から10年です。存続期間は10年間ごとに更新することができます。存続期間を更新するためには、存続期間の満了前6ヶ月以内に更新登録出願をしなければなりません。

存続期間の更新要件は以下の通りです。更新出願が拒絶された場合には、商標局長に対して抗告することができます。

### 【更新要件】

- (1) 更新出願の願書
- (2) 更新時に使用されている商品・サービスの表示、及び使用されていない商品・サービスの表示
- (3) 所定の手数料の納付
- (4) 委任状

## 10. 出願時点での使用義務の有無

商標出願時点での使用義務はありませんが、上述の通り、以下の期間において使用宣言書及び使用証拠の提出が義務付けられています。不使用についての正当理由がある場合には、使用宣言書に代えて正当理由について証拠とともに説明することが必要です。

- (1) 出願日から3年以内

出願に係る商標が実際にフィリピン国内で使用されている証拠とともに使用宣言書(Declaration of Actual Use of the Mark)を提出しなければなりません。提出がない場合には、出願は記録から抹消されます。

- (2) 商標登録後5周年目に該当する日から1年以内

商標登録の更新とは別個の手続きですので、商標権者がこの期間内に使用宣言書又は正当理由の説明書を提出しない場合には、商標権は抹消されることになります。

### 【不使用の正当理由】

商標権に係る商品の販売が規制されている場合のように商標権者が登録商標を使用する意思があるにも拘わらずその使用が制限されているような場合には正当理由と認められます。商標権者の資金不足によって使用できないような場合には正当理由があるとは認められません。

## 11. 保護対象

商標とは、ある企業の商品又はサービスを他と識別することができる視認可能な標識と定義されています。商品の容器などの立体形状も保護対象となっていますが、商品の機能を確保するための不可欠な形状のみからなる商標は登録適格性を欠くものとされています。色彩それ自体は登録の対象とはなりませんが、一定の形態で限定することにより登録の可能性があります。



## 12. 留意事項

### (1) マドリッド協定議定書（マドプロ）について

フィリピンはマドプロには加盟していませんので、国際登録に基づく商標の保護を受けることはできません。

### (2) 不使用取消し制度

登録商標が、正当な理由なく商標登録後3年間使用されていない場合には、第三者の請求により登録商標は取り消されます。上述の通り、正当理由は客観性のあるものでなければなりませんので、商標権者の資金不足等は正当理由としては認められません。

### (3) 登録の無効・取消し請求

登録商標が登録要件に違反して登録された場合には、商標権の存続期間中はいつでも登録の無効・取消しを請求することができます。但し、先行商標との同一・類似を理由とする場合には、登録から5年経過した後は請求をすることができません。

### (4) 商標権の分割

商標権の分割を請求することができますが、分割は区分単位で認められますので、同一区分内での商品・サービス単位で分割することは認められていません。

### (5) 譲渡

商標権は、公衆に誤認混同を与えない限り事業と分離して譲渡することができます。但し、商標局に譲渡を登録しない限り第三者にその譲渡の有効性を主張することはできません。譲渡の登録要件は以下の通りです。

#### 【譲渡の登録要件】

- ① 公証された譲渡証書（署名は、譲受人のみで可）。
- ② 譲受人の委任状（公証は不要）
- ③ 所定の手数料

### (6) ライセンス

登録商標に基づくライセンスを許諾することができますが、使用権者による品質保証条項を盛り込んだ契約書を商標局に登録する必要があります。

### (7) 商標登録の表示

商標権侵害で救済を受けるためには、商品等に登録商標である旨の表示をしていることが必要となります。登録商標である旨の表示は、「登録商標」又は「®」とされています。